

災害時の対応について —利用団体の皆様へ—

国立淡路青少年交流の家に滞在中に、避難をしなければならない災害が発生した場合についてご案内します。

※ 各団体の代表者は、事前に避難経路をご確認ください。

※ 避難をしなければならない災害の種類

- 火災（当所敷地内で発生時）
- 津波（注意報・警報発令時）
 - 津波注意報 高いところで0.5m程度の津波の到達が予想される場合
 - 津波警報 高いところで2m程度の津波の到達が予想される場合
 - 大津波警報 高いところで3m程度以上の津波の到達が予想される場合
- 地震

